# 平成１９年度　社会実験公募要領

## １．社会実験の目的について

社会実験は、既存制度の大幅な見直しを伴う、先進的または斬新な施策について、当該施策を本格実施に移行するにあたり、事前に効果や影響を確認するため、場所と期間を限定して試行・評価するものです。

## ２．平成 19 年度の社会実験の募集テーマについて

平成 19 年度の社会実験では、以下の実験テーマを実施しようとする地域を公募します。

### ① 沿道を含めた空間の一体的な整備・管理を行うことによって、より高い道路の機能を発揮させるための実験

具体例：人々の憩いの場としての溜まり空間を持つ道路の実現
沿道空間と一体となった道活用方策検討の実験（**別紙参照**）
身近な道路ニーズの把握と対応に関する実験（**別紙参照**）　等

### ② 道路利用者のニーズにより的確に応えるため、道路の機能の特化とそれにあわせた整備・管理を行うための実験

具体例：共同荷捌きスペースや共同配送などの実験
くらしのみちゾーン・トランジットモール
道路空間の再構築による自転車走行空間の創出　等

### ③ 地域における様々な課題を解決するため、道路として積極的に貢献していくための実験

具体例：通りの名前を利用した道案内（通り名・位置番号方式）やＩＴ技術の活用による新たな道案内に関する取組
複雑な都市内交差点における案内の工夫（**別紙参照**）
情報機器を活用した隔地タクシープールの設置による道路交通環境の改善
観光地において公共交通機関の活用と道路空間の再構築を組合せた取組（**別紙参照**）　等

## ３．申請できる団体

国土交通省と連携して実験をしていただける以下の団体、組織を対象とします。

①地方公共団体（一部事務組合、広域連合を含む）

②商工会議所や特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）に基づく団体（ただし、実験に地方公共団体の関与が必要）

③まちづくり協議会などの公的な任意団体（ただし、施策に関連する地方公共団体が構成員に含まれること）

## ４．国土交通省が支援する社会実験の要件について

以下のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

◇ 新たな制度や既存制度の見直しに結びつく先進的な施策で、国レベルでその施策による効果や課題の検証が必要なもの。
ただし、これまでに実施例のある施策でも、改良、組合せなどの工夫により新規性、先進性があると認められる場合も含まれます。

◇ 地域に新たな施策を導入するにあたり地域の課題を検証する際には、例えば以下のように、実験の目的や本格実施の方針が明確になっているもの。
- 既存の車道に歩道を付加的に設置することは決定しているが、幅員・構造などの整備内容を実験を通して決定するもの
- 自転車レーンの設置など施策実施は決定しているが、箇所・構造などを実験を通して決定するもの

（注）通常の事業で行えるものを除く。

◇ 地方公共団体において、交通等に関して複数の実現手段を擁する総合的な計画を策定済もしくは策定中であり、その中の要素（計画実現のための手段）を段階的に検証するもの。

申請書の記入にあたっては、どのような課題をどのように評価・検証していくのかをできる限り具体的に記述してください。

上記の要件を満たさない取組みで、本格実施の段階でハード整備を伴うものは、道路局の補助事業を活用して行うことができます。

## ５．申請方法等

### ５－１　社会実験の申請方法

社会実験の申請を行う際には、申請書（様式）を作成し、実験地域を所管する国土交通省地方整備局等（下表）に実験内容を説明の上、提出してください。その際、必要に応じて参考資料を添付してください。電子メール・FAX での申請は受け付けておりません。

### ５－２　社会実験に関する相談、問い合わせ

申請しようとする実験の内容についての相談や、申請書類の作成方法等の問い合わせは、実験地域を所管する地方整備局等で受け付けております。相談・問い合わせは、下記の申請書提出期間以前でも結構です。

５－３　申請書の提出期間

平成 18 年 12 月 25 日（月）～平成 19 年 1 月 31 日（水）厳守

問い合わせ先、応募書類の提出先

| 機関名 | 部　署 | 住　　所 | 電　話・E-Mail |
|---|---|---|---|
| 東北地方整備局 | 道路部<br>道路計画第二課 | 〒980-8602<br>宮城県仙台市青葉区<br>二日町 9-15 | 022-225-2171<br>doukei2@thr.mlit.go.jp |

## ６．実験実施地域の選定等

６－１　選定方法

申請された社会実験は、「社会実験の推進に関する懇談会（座長：高橋洋二　東京海洋大学教授）」等において、以下の観点から検討が行われ、その結果を踏まえ、実施地域及び実施内容を決定します。

① 実験する施策が新規性、先進性を有するなど、社会実験の対象施策として要件を満たしていかどうか
② 実施する施策が対象地域において有効性をもつかどうか
③ 本格実施に向けた方針が明確になっているか
④ 地元住民、関係行政機関との調整等、実験実施、施策実施に向けた諸環境が整っているかどうか　等

６－２　選定結果の連絡

実施地域の選定結果は、概ね２ヶ月の選考期間を経て、応募代表者あてに連絡します。また、選定された実験地域については国土交通省ホームページ等において公表します。

６－３　社会実験制度により負担する費用

国土交通省道路局が負担できる費用は、実験実施計画の策定費用、実験実施の準備のための費用、実験実施の運営費用、各種調査のための費用、効果分析・施策評価のための費用です。また、独自に予算を調達していただくことも可能です。なお、国土交通省が負担する額は、概ね 500 万～1,500 万程度を想定しています。

６－４　関係機関との調整

実験の実施までに、地元住民、関係行政機関との十分な調整が必要です。特に、実験の実施に際して交通規制や道路の使用許可を要する場合については、所轄の警察とあらかじめ十分な調整をしてください。

## ７．実験結果の報告等

実験終了後 3 ヶ月以内（但し当該年度末まで）に、実験成果に関する報告書 3 部及び関連資料一式を、実験地域を所管する地方整備局等へ提出していただきます。

また、実験結果について、講演会等での発表や実験に関するアンケート調査等をお願いすることがあります。

## ８．その他

社会実験の実施状況・結果や担当部署等の連絡先を社会実験ホームページ上で公開します。実験への取組み状況や実験結果等に関する質問への対応をお願いします。

なお、提出された申請書等は、国土交通省に帰属するものとし、その後ホームページ等で使用することがあります。